第七十条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記）

第七十条の二　当四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2　当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により注記すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が算定されている旨

3　前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

第七十八条から第八十条までを次のように改める。

第七十八条から第八十条まで　削除

第八十九条第二項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第五項」に改める。

附則第三条を削る。

様式第一号記載上の注意3中「記載すること。」の次に「なお、前四半期会計期間及び当四半期会計期間に係る「1．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」については、省略することができる。」を加え、同記載上の注意8(4)中「第二・四半期以降の四半期会計期間」を「第二・四半期会計期間以降に変更した旨及びその理由」に改める。

様式第二号中

「

当第　四半期 会計期間末 （平成　年　月　日）	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 （平成　年　月　日）

」を

「

前事業年度 （平成　年　月　日）	当第　四半期会計期間 （平成　年　月　日）

」に改める。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十五条」を「―第六十五条の二」に改める。

第一条の二第一項第二号中「直前の連結会計年度」の下に「（以下「前連結会計年度」という。）」を加える。

第二条に次の十号を加える。

三十三　会計方針　中間連結財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十四　表示方法　中間連結財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

三十五　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、中間連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十六　会計方針の変更　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

三十七　表示方法の変更　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更することをいう。

三十八　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

三十九　誤謬（ごびゅう）　その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、中間連結財務諸表作成時又は連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

四十　遡及適用　新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表及び前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十一　中間連結財務諸表の組替え　新たな表示方法を前連結会計年度以前の連結財務諸表及び前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表に遡って適用したと仮定して表示を変更することをいう。

四十二　修正再表示　前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表における誤謬（ごびゅう）の訂正を連結財務諸表又は中間連結財務諸表に反映することをいう。

第四条第四号中「当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度」を「前連結会計年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（比較情報の作成）

第四条の二　当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表は、当該中間連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる中間連結財務諸表の区分に応じ、当該中間連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

一　中間連結貸借対照表　前連結会計年度に係る事項

二　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書　前中間連結会計期間に係る事項

三　中間連結株主資本等変動計算書　前中間連結会計期間に係る事項

四　中間連結キャッシュ・フロー計算書　前中間連結会計期間に係る事項

第十条第一項中「は、次に掲げる事項に区別して中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載」を「については、次に掲げる事項に区別して注記」に改める。

第十一条を次のように改める。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記）

第十一条　中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

第十一条の次に次の六条を加える。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第十一条の二　中間財務諸表等規則第五条（第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等（財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。次条において同じ。）の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「財務諸表に」とあるのは「連結財務諸表に」と読み替えるものとする。